

# 延岡市国民保護計画

平成29年8月

延岡市



# 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1編 総 論               | 1  |
| 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等  | 1  |
| 1 市の責務等及び市国民保護計画の位置づけ |    |
| 2 用語の意義               |    |
| 3 この計画の構成             |    |
| 4 この計画の見直し、変更手続       |    |
| 5 市地域防災計画との整合性の確保     |    |
| 第2章 この計画の前提となる事態の類型   | 5  |
| 1 国民保護法の対象となる事態       |    |
| 2 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型   |    |
| 3 留意事項                |    |
| 第3章 国民保護措置に関する基本方針    | 8  |
| 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等   | 10 |
| 1 市                   |    |
| 2 県                   |    |
| 3 指定地方行政機関            |    |
| 4 自衛隊                 |    |
| 5 指定公共機関及び指定地方公共機関    |    |
| 6 公共的団体との協力           |    |
| 第5章 市の地理的、社会的特徴       | 15 |
| 1 地理的条件               |    |
| 2 気候                  |    |
| 3 人口分布                |    |
| 4 道路の位置等              |    |
| 5 鉄道、港湾の位置等           |    |
| 6 自衛隊施設等              |    |
| 7 その他                 |    |
| 第2編 平素からの備えや予防        | 18 |
| 第1章 組織・体制の整備等         | 18 |

|   |    |
|---|----|
| <b>第1 市における組織・体制の整備</b>                 | 18 |
| 1　市の各部局における平素の業務                        |    |
| 2　市職員の収集基準等                             |    |
| 3　消防機関の体制                               |    |
| 4　国民の権利利益の救済に係る手続等                      |    |
| <b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>                 | 22 |
| 1　基本的な考え方                               |    |
| 2　県との連携                                 |    |
| 3　他の市町村との連携                             |    |
| 4　指定公共機関等との連携                           |    |
| 5　ボランティア団体等に対する支援                       |    |
| <b>第3 通信の確保</b>                         | 25 |
| 1　非常通信体制の整備                             |    |
| 2　非常通信体制の確保                             |    |
| <b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>                 | 26 |
| 1　基本的な考え方                               |    |
| 2　警報等の伝達に必要な準備                          |    |
| 3　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備                  |    |
| 4　被災情報の収集・報告に必要な準備                      |    |
| <b>第5 研修及び訓練</b>                        | 29 |
| 1　基本的な考え方                               |    |
| 2　研修                                    |    |
| 3　訓練                                    |    |
| <b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b> | 31 |
| 1　避難に関する基本的事項                           |    |
| 2　避難実施要領のパターンの作成                        |    |
| 3　救援に関する基本的事項                           |    |
| 4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等                    |    |
| 5　避難施設の指定への協力                           |    |
| 6　生活関連等施設の把握等                           |    |
| <b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>                 | 35 |
| 1　市における備蓄                               |    |
| 2　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等                  |    |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第4章 国民保護に関する啓発                   | 37 |
| 1 国民保護措置に関する啓発                   |    |
| 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発    |    |
| 第3編 武力攻撃事態等への対処                  | 38 |
| 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置           | 38 |
| 第2章 市対策本部の設置等                    | 41 |
| 1 市対策本部の設置等                      |    |
| 2 市対策本部の組織及び事務分掌等                |    |
| 3 通信の確保                          |    |
| 第3章 関係機関相互の連携                    | 47 |
| 1 国・県の対策本部との連携                   |    |
| 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 |    |
| 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等               |    |
| 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託         |    |
| 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請           |    |
| 6 市の行う応援等                        |    |
| 7 ボランティア団体等に対する支援等               |    |
| 8 住民への協力要請                       |    |
| 第4章 警報及び避難の指示等                   | 51 |
| 第1 警報の伝達等                        | 51 |
| 1 警報の内容の伝達等                      |    |
| 2 警報の内容の伝達方法                     |    |
| 3 緊急通報の伝達及び通知                    |    |
| 第2 避難住民の誘導等                      | 53 |
| 1 避難の指示の通知・伝達                    |    |
| 2 避難実施要領の策定                      |    |
| 3 避難住民の誘導                        |    |
| 4 武力攻撃4類型ごとの避難の留意事項              |    |
| 第5章 救援                           | 60 |
| 1 救援の実施                          |    |
| 2 関係機関との連携                       |    |
| 3 救援の内容                          |    |

|  |    |
|--|----|
| <b>第6章 安否情報の収集・提供</b>                  | 62 |
| 1 基本的な考え方                              |    |
| 2 安否情報の収集                              |    |
| 3 県に対する報告                              |    |
| 4 安否情報の照会に対する回答                        |    |
| 5 日本赤十字社に対する協力                         |    |
| <b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>                  | 66 |
| <b>第1 武力攻撃災害への対処</b>                   | 66 |
| 1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方                   |    |
| 2 武力攻撃災害の兆候の通報                         |    |
| <b>第2 応急措置等</b>                        | 67 |
| 1 退避の指示                                |    |
| 2 警戒区域の設定                              |    |
| 3 応急公用負担等                              |    |
| 4 消防に関する措置等                            |    |
| <b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>           | 72 |
| 1 生活関連等施設の安全確保                         |    |
| 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除                |    |
| <b>第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等</b> | 74 |
| 1 武力攻撃原子力災害への対処                        |    |
| 2 N B C攻撃による災害への対処                     |    |
| <b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>                 | 78 |
| <b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>               | 79 |
| 1 保健衛生の確保                              |    |
| 2 廃棄物の処理                               |    |
| <b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>              | 81 |
| 1 生活関連物資等の価格安定                         |    |
| 2 避難住民等の生活安定等                          |    |
| 3 生活基盤等の確保                             |    |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理         | 82 |
| 1 特殊標章等の意義                  |    |
| 2 特殊標章等の種別等                 |    |
| 第 4 編 復旧等                   | 84 |
| 第 1 章 応急の復旧                 | 84 |
| 1 基本的な考え方                   |    |
| 2 公共的施設の応急の復旧               |    |
| 第 2 章 武力攻撃災害の復旧             | 85 |
| 第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等      | 86 |
| 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 |    |
| 2 損失補償及び損害補償                |    |
| 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん         |    |
| 第 5 編 緊急対処事態への対処            | 87 |
| 1 緊急対処事態                    |    |
| 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達       |    |

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務等及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務等

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を推進することが最も重要である。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、万一、我が国が外部から武力攻撃を受け、あるいは大規模テロ等が発生した場合には、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

このため、市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、この計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、本市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) この計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、この計画を作成する。

#### (3) この計画に定める事項

この計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

### ① 事態対処法

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）をいう。

### ② 国民保護法

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）をいう。

### ③ 国民保護法施行令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）をいう。

### ④ 基本指針

国民保護法第 32 条の規定に基づき政府が作成した国民の保護に関する基本指針をいう。

### ⑤ 国民保護措置

国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）をいう。

### ⑥ 市対策本部

国民保護法第 27 条の規定に基づき市に設置された延岡市国民保護対策本部（延岡市緊急対処事態対策本部を含む。）をいう。

### ⑦ 市国民保護協議会

国民保護法第 39 条の規定に基づき設置された延岡市国民保護協議会をいう。

### ⑧ 国の国民保護計画

国民保護法第 33 条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画をいう。

### ⑨ 県国民保護計画

国民保護法第 34 条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画をいう。

### ⑩ 国民保護業務計画

国民保護法第 36 条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画をいう。

### ⑪ 市地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき延岡市防災会議が作成した延岡市地域防災計画をいう。

### ⑫ 国の対策本部

事態対処法第 10 条の規定に基づき内閣に設置された事態対策本部をいう。

⑬ 国の現地対策本部

国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部をいう。

⑭ 県対策本部

国民保護法第27条の規定に基づき宮崎県に設置された宮崎県国民保護対策本部(宮崎県緊急対処事態対策本部を含む。)をいう。

⑮ 県現地対策本部

国民保護法第28条第8項の規定に基づき設置された宮崎県の現地対策本部をいう。

⑯ NBC攻撃

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。

### 3 この計画の構成

この計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

### 4 この計画の見直し、変更手続

(1) この計画の見直し

この計画は、国民保護法第35条第1項の規定により、県国民保護計画に基づき作成するものである。したがって、この計画も県国民保護計画の見直しに加え、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の結果等を踏まえ、不断の見直しを行うものとする。

見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者や市民の意見を求めるものとする。

(2) この計画の変更手続

この計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議するとともに、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令第5条に規定する軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 5 市地域防災計画との整合性の確保

市においては、災害対策基本法に基づき、市地域防災計画を策定し、台風や地震などの自然災害等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法には、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、市対策本部の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画等に準じて対応するものとする。

## 第2章 この計画の前提となる事態の類型

この計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 国民保護法の対象となる事態

国民保護法の対象となる事態は、下表のとおりとする。

これらの事態については、いずれも、政府において、現実の状況に応じて個別具体的に事態を認定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

| 事 態         |             | 定 義  |
|-------------|-------------|--|
| 武力攻撃事態等     | 武 力 攻 撃 事 態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態<br>(事態対処法第2条第1項第2号)   |
|             | 武力攻撃予測事態    | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態<br>(事態対処法第2条第1項第3号)  |
| 緊 急 対 処 事 態 |             | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの<br>(事態対処法第22条第1項) |

## 2 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

基本指針及び県国民保護計画において示された武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は、下表のとおりである。

| 事態の類型  |                                  | 想定  |
|--------|----------------------------------|---|
| 武力攻撃事態 | 着上陸侵攻                            | 我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。  |
|        | ゲリラや特殊部隊による攻撃                    | ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。   |
|        | 弾道ミサイル攻撃                         | 長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はN B C弾頭が考えられる。  |
|        | 航空攻撃                             | 我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃（空爆）を行うもので、都市部やライフルラインのインフラ施設等への攻撃が想定される。  |
| 緊急対処事態 | 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等の破壊</li> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダムの破壊</li> </ul>   |
|        | 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul>  |
|        | 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・取水口及び水源地に対する毒素等の混入</li> </ul> |
|        | 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>  |

### **3 留意事項**

武力攻撃事態等及び緊急対処事態は、その時点における国際情勢等を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

このため、この計画は、いろいろな場面に対応した避難や救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとする。

また、第3編第4章第2において武力攻撃事態の類型ごとの避難の留意事項を記載する。

## 第3章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の実施に備え、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

① 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、それぞれの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

② 日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

③ 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

## 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務等をあらかじめ把握しておく。なお、関係機関の連絡先等は、マニュアル等において別途定める。

### 1 市

市は、この計画に基づき、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、本市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
| 延岡市   | <ol style="list-style-type: none"><li>1 市国民保護計画に関すること。</li><li>2 市国民保護協議会に関すること。</li><li>3 市対策本部に関すること。</li><li>4 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。</li><li>5 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。</li><li>6 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。</li><li>7 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関すること。</li><li>8 救援、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関すること。</li><li>9 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。</li><li>10 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関すること。</li><li>11 武力攻撃災害の復旧に関すること。</li><li>12 特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。</li></ol> |

### 2 県

県は、県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、避難の指示、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。）の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。（県国民保護計画に基づく）

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
| 宮崎県   | <ol style="list-style-type: none"><li>1 県国民保護計画に関すること。</li><li>2 県国民保護協議会に関すること。</li></ol> |

|       |  |
|-------|--|
| 宮 崎 県 | <p>3 県対策本部に関すること。</p> <p>4 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>5 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。</p> <p>6 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。</p> <p>7 警報の通知に関すること。</p> <p>8 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関すること。</p> <p>9 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関すること。</p> <p>10 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。</p> <p>11 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関すること。</p> <p>12 武力攻撃災害の復旧に関すること。</p> <p>13 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。</p> |
|-------|--|

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町村等が行う国民保護措置に関し、必要な支援を行う。（県国民保護計画に基づく）

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---------|--|
| 九州管区警察局 | <p>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。</p> <p>2 他管区警察局との連携に関すること。</p> <p>3 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。</p> <p>4 警察通信の確保及び統制に関すること。</p>   |
| 九州防衛局   | <p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。</p>   |
| 九州総合通信局 | <p>1 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保に関すること。</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</p> |
| 九州財務局   | <p>1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。</p> <p>3 普通財産の無償貸付に関すること。</p>   |

|            |  |
|------------|--|
|            | 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。   |
| 門司税関       | 1 輸入物資の通関手続に関すること。   |
| 九州厚生局      | 1 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。   |
| 宮崎労働局      | 1 被災者の雇用対策に関すること。  |
| 九州農政局      | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。<br>2 農業関連施設の応急復旧に関すること。  |
| 九州森林管理局    | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。  |
| 九州経済産業局    | 1 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。<br>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。<br>3 被災中小企業の振興に関すること。  |
| 九州産業保安監督部  | 1 鉱山における災害時の応急対策に関すること。<br>2 危険物等の保全に関すること。  |
| 九州地方整備局    | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。<br>2 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。<br>3 港湾施設の応急復旧に関すること。   |
| 九州運輸局      | 1 運送事業者との連絡調整に関すること。<br>2 運送施設及び車両等の安全保安に関すること。  |
| 大阪航空局      | 1 飛行場使用に関する連絡調整に関すること。<br>2 航空機の航行の安全確保に関すること。   |
| 福岡管区気象台    | 1 気象状況の把握及び情報の提供に関すること。  |
| 第十管区海上保安本部 | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。<br>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。<br>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等に関すること。<br>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。<br>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 |
| 九州地方環境事務所  | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。<br>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。   |

#### 4 自衛隊

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置を支援する。（県国民保護計画に基づく）

| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱                     |
|--------|-------------------------------|
| 陸上自衛隊  | 1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。 |
| 海上自衛隊  | 2 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。  |
| 航空自衛隊  |                               |
| 地方協力本部 |                               |

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護業務計画に基づき、その業務に関する国民保護措置を実施する。（県国民保護計画に基づく）

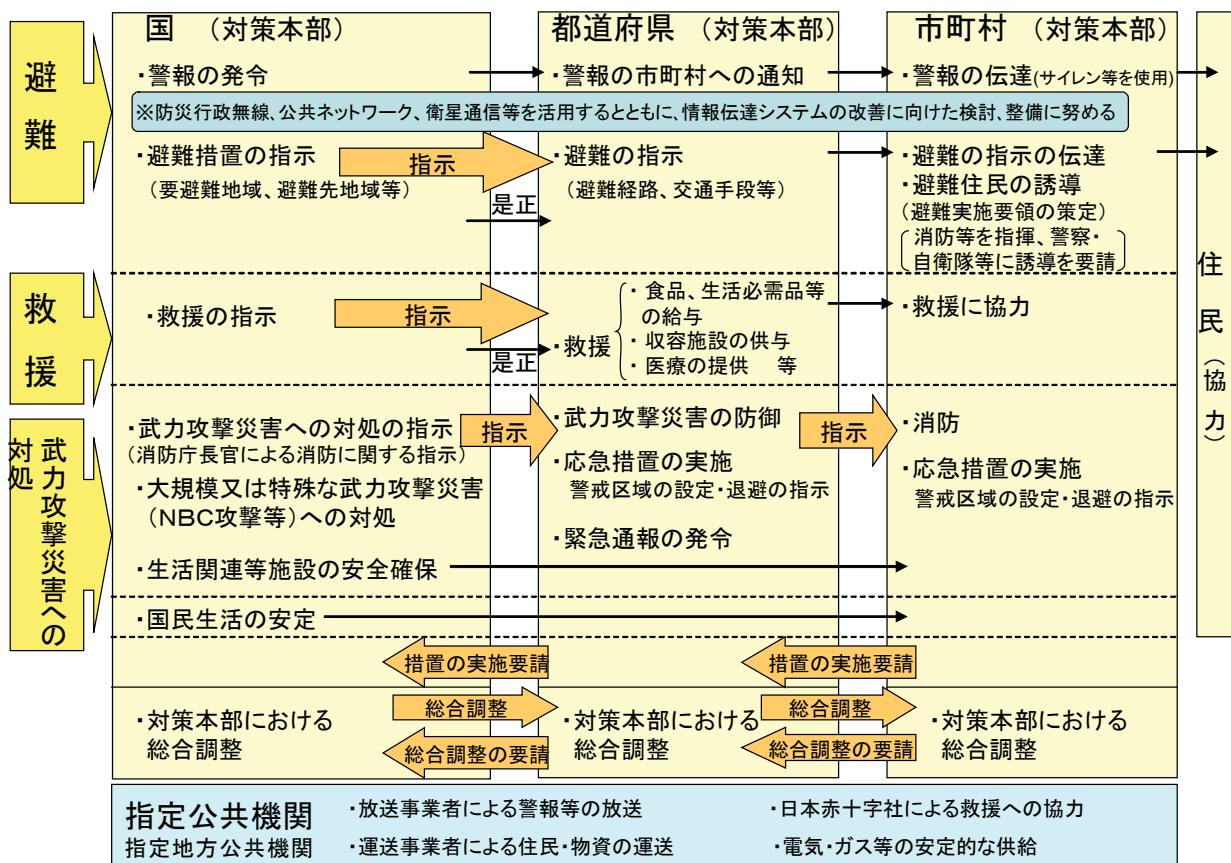
| 機関の名称                    | 事務又は業務の大綱  |
|--------------------------|--|
| 災害研究機関                   | 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。  |
| 放送事業者                    | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。                            |
| 運送事業者                    | 1 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。<br>2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。                                    |
| 電気通信事業者                  | 1 通信の確保に関すること。<br>2 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。<br>3 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。 |
| 電気事業者                    | 1 電気の安定的な供給に関すること。   |
| ガス事業者                    | 1 ガスの安定的な供給に関すること。   |
| 水道事業者・水道用水供給事業者・工業用水道事業者 | 1 水の安定的な供給に関すること。  |
| 郵便事業を行う者                 | 1 郵便の確保に関すること。   |
| 一般信書便事業者                 | 1 信書便の確保に関すること。  |

|             |  |
|-------------|--|
| 日本銀行        | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。<br>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持に関すること。 |
| 日本赤十字社      | 1 救援への協力に関すること。<br>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。                                 |
| 公共的施設管理者    | 1 所管する公共的施設の維持管理に関すること。<br>2 被災施設の復旧に関すること。                                    |
| 病院その他の医療機関等 | 1 医療等の確保に関すること。  |

## 6 公共的団体との協力

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図る。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 第5章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地理的条件

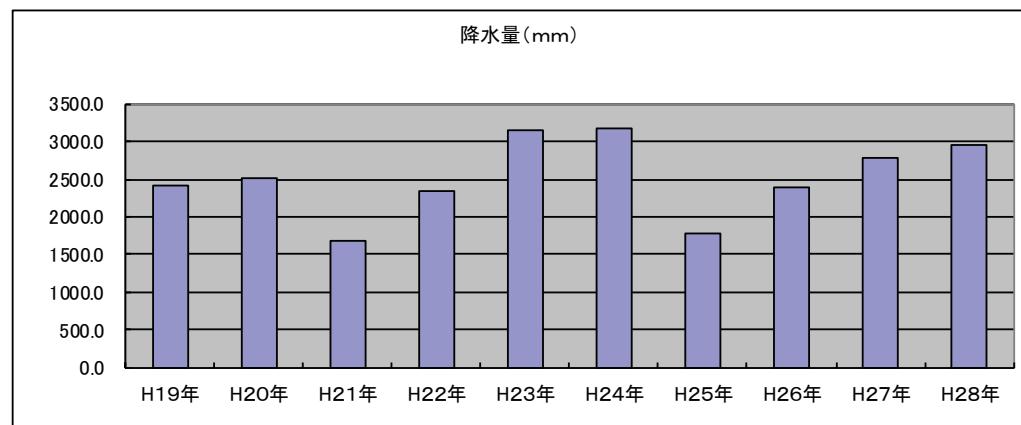
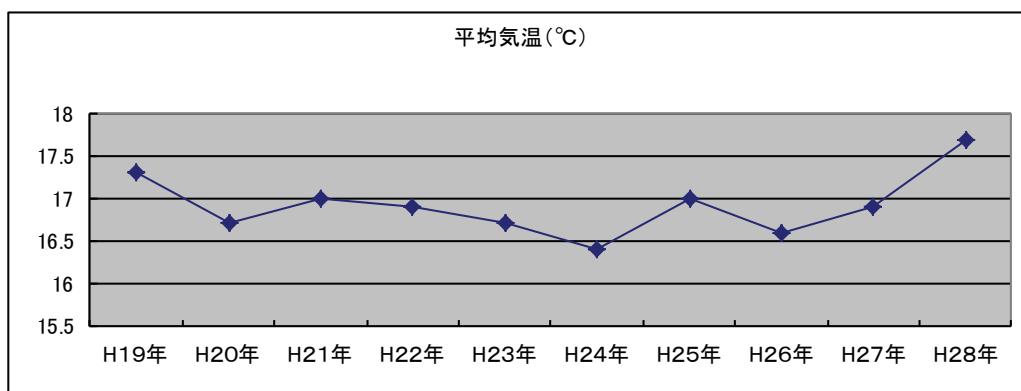
本市は、宮崎県の北部に位置し、総面積は 868.02 km<sup>2</sup>で、県内 1 位 (11%) 九州の中でも佐伯市について 2 番目の広さであり、そのうち、森林が 84.5% を占めている。

市の北部と西部は、ほとんど山間地域で、東部は、日向灘に面し、海岸線は山地が海に迫るリアス式海岸を形成している。

また、本市には、一級河川の五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川の河川が河口近くで合流し、九州山地から日向灘に注いでいることから、海岸部からの侵攻やゲリラ等の侵攻を受けやすい地形となっている。

### 2 気候

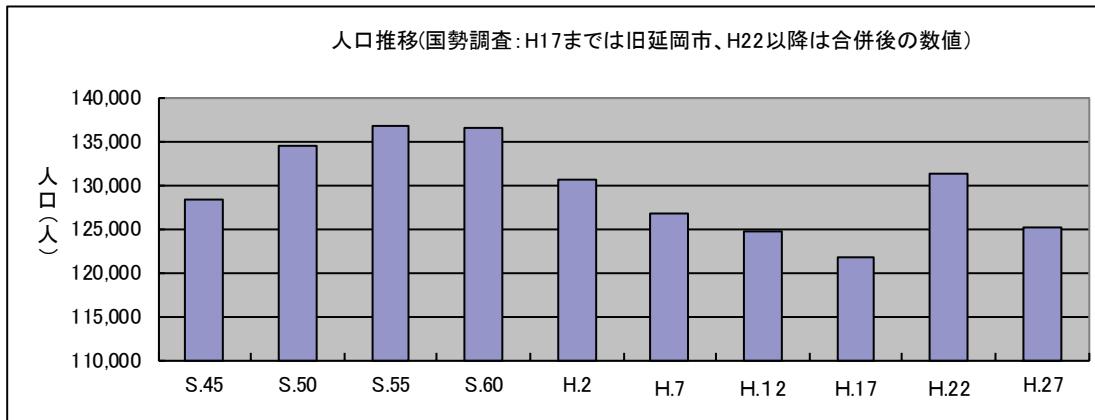
本市は、温暖多雨の南海型に属しており、平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間の平均気温は、17°C 前後と高く、年間降水量は 1,600mm から多い年には 3,000mm を超える年もある。北西部の山間部を除き降雪はほとんどみられないが、台風の常襲地域となっており、河川の氾濫等による災害が多く発生している。



### 3 人口分布

本市の人口は、平成 27 年国勢調査の数値によると 125,159 人、世帯数 51,751 世帯となっている。昭和 8 年の市制施行時には 42,401 人であった人口が都市化とともに急速に増加し、昭和 55 年には、136,598 人と着実な増加を見せたが、昭和 57 年をピークに、その後は減少傾向が続いている。

また、平成 18 年 2 月には北方町及び北浦町と、平成 19 年 3 月には北川町と合併し、これにより人口は 13 万 5,182 人になったが、旧 3 町の地域においても、人口の減少傾向が続いている。



### 4 道路の位置等

本市は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人口千人当たりの自動車保有台数が約 752 台であり、道路交通の依存度が高い。

高速道路は、東九州自動車道において、平成 26 年 3 月に延岡～宮崎間、平成 27 年 3 月に大分～延岡間が開通し、平成 28 年 4 月に北九州～宮崎まで全線開通した。また、九州横断自動車道においては平成 27 年 4 月に「北方延岡道路」が全線開通した。

また、一般道路は、宮崎、大分に通じ市域を縦貫する一般国道 10 号を主軸として、熊本県方面に通じる 218 号、大分県方面に通じる 326 号及び 388 号の 4 路線と、主要地方道 4 路線、一般県道 18 路線となっている。

### 5 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、東九州を縦貫する九州旅客鉄道の日豊本線があり、隣接自治体との交通が確保されている。1 日当たりの乗降客数は、最も多い延岡駅で 2,800 人程度である。

また、延岡市から高千穂町まで高千穂鉄道が運行されていたが、平成 17 年 9 月の台風 14 号により被災し運行不能となっている。港湾関係は、延岡港、延岡新港、熊野江港、古江港の 4 つの地方港湾があり、延岡新港は、化学製品などを取扱う物流の拠点である。

### 6 自衛隊施設等

本市には、自衛隊基地や駐屯地などの自衛隊関連施設はないものの、地域との連絡窓口である自衛隊宮崎地方協力本部延岡出張所がある。

## 7 その他

本市には、国民保護措置の実施に当たり特に留意を要する原子力発電所及び石油コンビナートは所在していないが、旭化成を中心とする化学工業の集積地域がある。

旭化成は、5地区（東海・岡富・恒富・愛宕・長浜）の工場から化学コンビナートを作っている。

ダムについては、本市を流れる各河川の上流に北川ダム、祝子ダム、星山ダムなどがあり、本市には、浜砂ダム、沖田ダムがある。

また、本市には、島野浦島という離島が市を中心部から北東約12kmの日向灘海上にあり、359世帯、837人（平成27年国勢調査数値）が居住している。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、第3編第2章において定める事務分掌にしたがって、平素においてその準備のための業務及び連絡体制の確認を行う。特に、次の業務については、自然災害時における災害対策上の措置とは異なる武力攻撃事態等における国民保護措置特有の業務であることから、特に留意して準備を行う。

###### (1) マニュアル等の整備

警報の伝達や避難の指示の伝達、避難住民の誘導等については、その手続等に漏れのないようマニュアルの整備等により万全の準備を行う。

###### 【整備すべきマニュアル】

- ① 市対策本部の各対策部を組織する市の部課室及び各職員の連絡先等
- ② 事態に応じた避難実施要領のパターン
- ③ 関係機関の連絡先等
- ④ 関係機関との協定の一覧
- ⑤ 国や県への報告書の様式等

###### (2) 警報の伝達

警報の伝達のあり方について、様々な方法を検討し、実施できるものから順次整備していく。

###### (3) 避難住民の誘導に関する関係機関との協議

避難住民の誘導について、消防機関や県警察と連携のあり方について協議する。

###### (4) 救援に関する事務

避難住民等に対する救援の措置は、県が行うこととされているが、市も県から事務の委任を受けて、救援を行う場合があることや県が行う救援を補助することとされていることから、県と協議しながら、県における救援の実施体制の確立に協力する。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動体制に万全を期するため、必要な市職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防体制及び当直体制を活用して速やかに市長及び国民保護担当課職員に連絡がとれる24時間即応可能な体制の確保に努める。

### (3) 市の体制及び職員の参集範囲

市は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対応するため、状況に応じて、①の体制をとるものとし、各体制ごとの職員の参集範囲は、②のとおりとする。

#### ① 体制

| 事態の状況 | 設 置 基 準  | 体 制      |
|-------|--|----------|
| 事態認定前 | ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。<br>イ 他の都道府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。<br>ウ その他総務部長が必要があると認めるとき。 | 情報連絡本部体制 |
|       | ア 情報連絡本部体制での対応が困難であると認めるとき。<br>イ 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。<br>ウ その他市長が必要があると認めるとき。                    | 警戒本部体制   |
| 事態認定後 | 市対策本部設置の通知がない場合  | 警戒本部体制   |
|       | 市対策本部設置の通知を受けた場合   | 対策本部体制   |

#### ② 参集範囲

| 体 制      | 参 集 基 準   |
|----------|---|
| 情報連絡本部体制 | 国民保護担当課職員及び総合支所国民保護担当課職員その他総務部長が指定する職員                |
| 警戒本部体制   | 原則として、すべての市職員。ただし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じて、その都度市長が判断する。 |
| 対策本部体制   | すべての市職員   |

#### (4) 職員への連絡手段の確保

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、初動体制の確保のため、すべての市職員に速やかに連絡できる体制を整備する。

特に、市の幹部職員及び国民保護担当課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

#### (5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなどにより、事態の状況に応じた職員の参集を図る。

#### (6) 職員の服務基準

市は、(3)の体制ごとに、防災対策に準じ、参集した職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定める。

#### (7) 本部体制の整備

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、交代勤務体制の整備や食料の備蓄等を図る。

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにはんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

##### ① 損失補償（国民保護法第159条第1項）

- ア 特定物資の収用に関すること。（国民保護法第81条第2項）
- イ 特定物質の保管命令に関すること。（国民保護法第81条第3項）
- ウ 土地等の使用に関すること。（国民保護法第82条）
- エ 応急公用負担に関すること。（国民保護法第113条第1項・第5項）

##### ② 損害補償（国民保護法第160条）

- ア 国民への協力要請によるもの（国民保護法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項）

##### ③ 不服申立てに関すること。（国民保護法第6条、第175条）

##### ④ 訴訟に関すること。（国民保護法第6条、第175条）

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、延岡市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### **3 他の市町村との連携**

#### **(1) 他の市町村との連携**

市は、他の市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に關し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

#### **(2) 消防機関の連携体制の整備**

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### **4 指定公共機関等との連携**

#### **(1) 指定公共機関等の連絡先の把握**

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### **(2) 医療機関との連携**

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### **(3) 関係機関との協定の締結等**

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会(区)等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### **第3 通信の確保**

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### **1 非常通信体制の整備**

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### **2 非常通信体制の確保**

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

### (3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安庁（海上保安部及び海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係る警報のサイレンの住民への周知

国民保護に係る警報のサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式により、県に報告する。

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### 【被災情報として収集・報告すべき情報】

- ① 武力攻撃災害が発生した日時及び場所
- ② 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- ③ 人的・物的被害状況

##### ア 人的被害

- ・ 死者数
- ・ 行方不明者数
- ・ 負傷者数（重傷者、軽傷者）

##### イ 住家被害

- ・ 全壊棟数
- ・ 半壊棟数

##### ウ その他

##### エ 死者のうち詳細が判明している者

- ・ 死亡地の市町村名
- ・ 死亡の年月日
- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ 死亡時の概況

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市職員の研修や実践的な訓練を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得や実施能力の向上に努めるものとする。

### 2 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、市町村職員中央研修所や県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材や消防庁のホームページ等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

### 3 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、国や県、近隣市町村等の関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等の動きが伴う実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報の情報収集訓練

### ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会(区)の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会(区)や自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を収集・整理する。

##### 【市対策本部において収集・整理すべき基礎的資料】

- ① 住宅地図、区域内の道路網のリスト
- ② 輸送力のリスト
- ③ 避難施設のリスト
- ④ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ⑤ 生活関連等施設のリスト
- ⑥ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧
- ⑦ 自治会（区）、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ⑧ 災害時要援護者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応体制を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難について、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客等の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### 【輸送力に関する情報、輸送施設に関する情報】

##### ① 輸送力に関する情報

- ア 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

##### ② 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ウ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### (3) 離島における留意事項

市は、離島である島野浦島住民の避難について、国から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成 17 年 12 月 19 日閣副安危第 498 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第 169 号国土交通省性政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、次に掲げる情報を把握するものとする。

#### 【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾までの輸送体制

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する等県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法<br>施 行 令 | 各号  | 施 設 の 種 類             | 所管省庁名          |
|----------------|-----|-----------------------|----------------|
| 第 2 7 条        | 1 号 | 発電所、変電所               | 経済産業省          |
|                | 2 号 | ガス工作物                 | 経済産業省          |
|                | 3 号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池    | 厚生労働省          |
|                | 4 号 | 鉄道施設、軌道施設             | 国土交通省          |
|                | 5 号 | 電気通信事業用交換設備           | 総務省            |
|                | 6 号 | 放送用無線設備               | 総務省            |
|                | 7 号 | 水域施設、係留施設             | 国土交通省          |
|                | 8 号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省          |
|                | 9 号 | ダム                    | 国土交通省          |
| 第 2 8 条        | 1 号 | 危険物                   | 総務省消防庁         |
|                | 2 号 | 毒物、劇物                 | 厚生労働省          |
|                | 3 号 | 火薬類                   | 経済産業省          |
|                | 4 号 | 高压ガス                  | 経済産業省          |
|                | 5 号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。）       | 原子力規制委員会       |
|                | 6 号 | 核原料物質                 | 原子力規制委員会       |
|                | 7 号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。）     | 原子力規制委員会       |
|                | 8 号 | 毒薬、劇薬                 | 厚生労働省<br>農林水産省 |
|                | 9 号 | 電気工作物内の高压ガス           | 経済産業省          |
|                | 10号 | 生物剤、毒素                | 各省庁            |
|                | 11号 | 毒性物質                  | 経済産業省          |

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

- ① 安定ヨウ素剤
- ② 天然痘ワクチン
- ③ 化学防護服
- ④ 放射線測定装置
- ⑤ 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## **2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等**

### **(1) 施設及び設備の整備及び点検**

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

### **(2) ライフライン施設の機能の確保**

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### **(3) 復旧のための各種資料等の整備等**

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、広く住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、国民保護に関する啓発を行うこととし、そのあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努める。

なお、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図るとともに、高齢者、障害者、外国人等に対する啓発にも配慮する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の協力を得ながら住民への啓発を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### (1) 情報連絡本部の設置

- ① 市は、次の場合において必要があると認めるときは、速やかに情報連絡本部を設置し、情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整えるものとする。

ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。

イ 県において情報連絡本部が設置されたとき。

ウ その他総務部長が必要があると認めるとき。

- ② 情報連絡本部は、総務部長を本部長とし、国民保護担当課職員及び総合支所国民保護担当課職員、その他総務部長が指定する職員をもって構成する。

総務部長は、情報連絡本部を設置した場合は、必要に応じ、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊その他の関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

- ③ 市は、情報連絡本部を設置したときは、直ちに県（危機管理局）、県警察等関係機関に連絡する。

#### (2) 警戒本部の設置

- ① 市は、次の場合において必要があると認めるときは、直ちに警戒本部を設置する。

ア 情報連絡本部での対応が困難であると認めるとき。

イ 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。

ウ 武力攻撃事態等の認定がなされたものの、市対策本部を設置すべき旨の通知がないとき。

エ 県において警戒本部が設置されたとき。

オ その他市長が必要があると認めるとき。

② 警戒本部は、市長を本部長とし、副市長、総務部長、関係部長、消防長、国民保護担当課職員及び総合支所国民保護担当課職員、その他市長が指定する職員をもって構成する。

市長は、警戒本部を設置した場合は、必要に応じ、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

③ 市は、警戒本部を設置したときは、直ちに県（危機管理局）、県警察等関係機関に連絡する。

④ 警戒本部は、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

⑤ 市は、武力攻撃事態等の認定前においては、消防機関、県警察等が事態に応じて講じる消防法（昭和23年法律第186号）、災害対策基本法又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づく避難の指示や警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集分析し、関係機関と連携をとりながら被害の最小化を図るものとする。

### （3）初動措置の確保

① 市は、情報連絡本部又は警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

② 市は、災害対策基本法又は警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

③ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### （4）関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

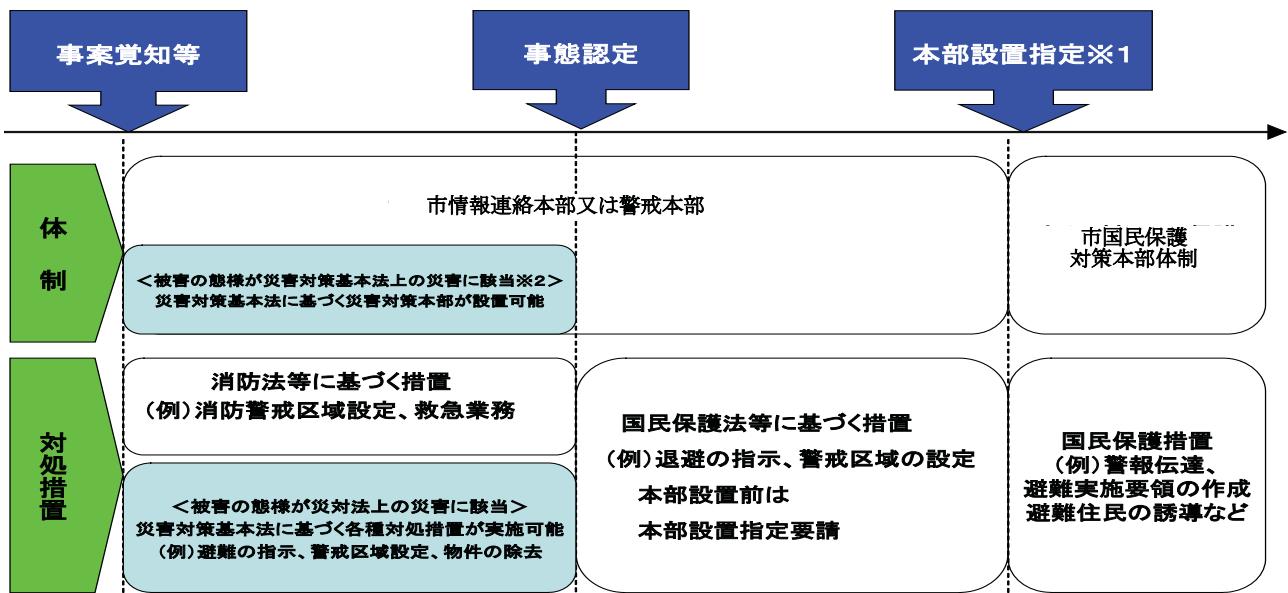
### （5）市対策本部への移行に要する調整

① 情報連絡本部又は警戒本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対して、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、情報連絡本部又は警戒本部は廃止する。

② 大規模な災害が発生した際、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき

市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

③ 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置等

#### (1) 市対策本部の設置及び廃止

市長は、国から市対策本部を設置すべき市の指定を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置し、指定の解除の通知を受けた場合は、市対策本部を廃止する。

#### (2) 市対策本部の設置の要請

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるとときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の設置場所

- ① 市対策本部は、原則として市役所本庁舎5階の災害対策本部室に設置する。
- ② 市役所本庁舎の被災等により市対策本部を講堂に設置できないときは、次に掲げる場所に市対策本部を設置する。なお、状況に応じ、その順位を変更することを妨げない。

第1順位 市消防本部4階災害対策室

第2順位 カルチャープラザのべおか多目的ホール

- ③ 市の区域を越える避難等により、市外に市対策本部を設置する必要があるときは、避難先地域を管轄する市町村長と市対策本部の設置について協議を行う。

#### (4) 連絡員の派遣要請

市長は、市対策本部を設置した場合は、必要に応じ、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関に連絡員の派遣を依頼するものとする。

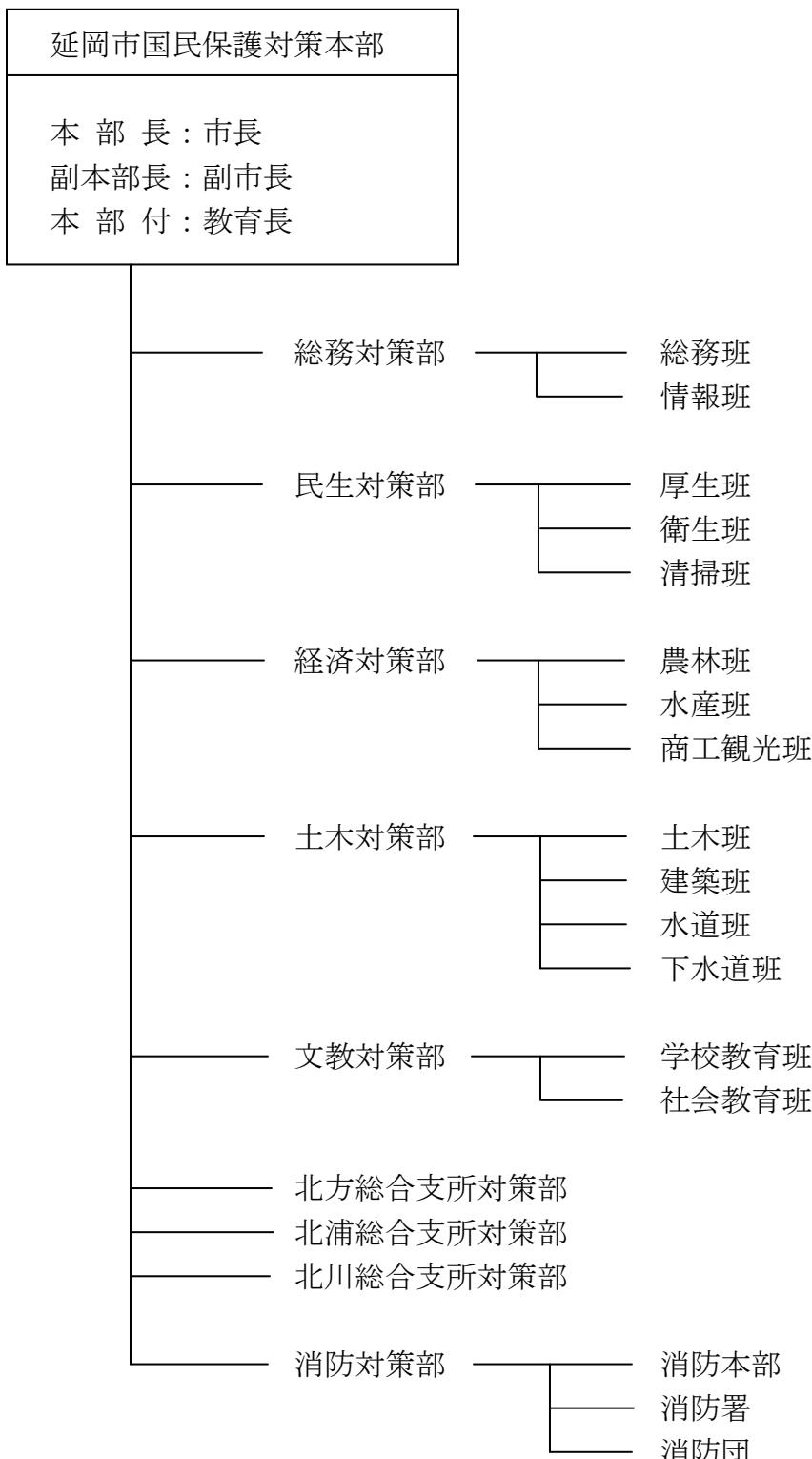
また、情報連絡本部及び警戒本部から市対策本部に移行した場合には、警戒本部設置時等に派遣依頼した連絡員が継続して任務にあたるよう依頼するものとする。

## 2 市対策本部の組織及び事務分掌等

### (1) 市対策本部の組織

市対策本部の組織は、次のとおりとする。ただし、市対策本部長は、武力攻撃災害等の発生状況等を勘案し、これと異なる組織体制をとることができる。

【市対策本部組織図】



(2) 各対策部の分掌事務

各対策部の分掌事務は、次のとおりとする。

| 対策部   | 班   | 分掌事務   |
|-------|-----|--|
| 総務対策部 | 総務班 | ① 市対策本部の総括に関すること。<br>② 国民保護措置の総合調整に関すること。<br>③ 情報通信網に関すること。<br>④ 各対策部との連絡調整に関すること。   |
|       | 情報班 | ① 武力攻撃事態等に係る情報の収集に関すること。<br>② 警報の伝達に関すること。<br>③ 避難の指示の伝達に関すること。<br>④ 広報に関すること。<br>⑤ 安否情報に関すること。  |
| 民生対策部 | 厚生班 | ① 避難に関すること。<br>② 応急用被服、寝具、その他生活必需品の確保及び斡旋に関すること。<br>③ 避難所の開設及び連絡調整に関すること。<br>④ 救援に関すること。<br>⑤ 義援金品の受付、管理、配分に関すること。<br>⑥ 福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。<br>⑦ 人、住家等の被害調査に関すること。<br>⑧ ボランティアの受け入れ及び調整に関すること。 |
|       | 衛生班 | ① 災害時における食品衛生に関すること。<br>② 医療機関、保健衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>③ 防疫に関すること。<br>④ 医療救護及び助産に関すること。<br>⑤ 死亡者の処置及び埋火葬に関すること。<br>⑥ 災害時における医薬品及び衛生材料の調達、配分に関すること。<br>⑦ 感染症の予防に関すること。                          |
|       | 清掃班 | ① 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の処理に関すること。<br>② 環境関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>③ 応急仮設トイレの設置に関すること。<br>④ 汚染物質の流出防止に関すること。  |
| 経済対策部 | 農林班 | ① 農林作物、施設等の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 農作物種苗及び家畜飼料の補給対策に関すること。<br>③ 農林作物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関すること。<br>④ 米等の農産物の確保に関すること。   |
|       | 水産班 | ① 水産物、水産施設及び漁港の被害調査及び災害対策に関すること。   |

|                                     |                    |  |
|-------------------------------------|--------------------|--|
|                                     | 商工観光班              | ① 商工観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。   |
| 土木対策部                               | 土木班                | ① 土木施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 道路、橋梁、河川、堤防等の災害対策に関すること。<br>③ 障害物の除去に関すること。<br>④ 土木復旧事業の総括に関すること。<br>⑤ 労務の調達に関すること。<br>⑥ 通行路線等の交通対策に関すること。<br>⑦ 緊急輸送ルートに関すること。           |
|                                     | 建築班                | ① 応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関すること。<br>② 公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。<br>③ 応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること。<br>④ 被災家屋及び宅地の危険度判定に関すること。  |
|                                     | 水道班                | ① 上水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 災害時の応急給水に関すること。<br>③ 水質の管理に関すること。   |
|                                     | 下水道班               | ① 下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 下水処理場及びポンプ場の運転、管理に関すること。<br>③ 雨水排除に関すること。   |
| 文教対策部                               | 学校教育班              | ① 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 学校教育施設への避難者の受入れに関すること。<br>③ 児童生徒等の避難及び安全確保等に関すること。   |
|                                     | 社会教育班              | ① 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。  |
| 北方総合支所対策部<br>北浦総合支所対策部<br>北川総合支所対策部 |                    | ① 総務対策部その他各対策部との連絡調整に関すること。<br>② 総合支所の管轄区域内における国民保護措置に関すること。<br>③ 総合支所の管轄区域内における公共施設等の被害調査及び災害対策に関すること。  |
| 消防対策部                               | 消防本部<br>消防署<br>消防団 | ① 消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。<br>② 非常警備に関すること。<br>③ 避難の誘導に関すること。<br>④ 救出活動に関すること。<br>⑤ 傷病者の救急搬送に関すること。<br>⑥ 消火活動に関すること。<br>⑦ 行方不明者の捜索に関すること。<br>⑧ 自主防災組織の防災体制及び活動の調整に関すること。 |

### (3) 本部長等

#### ① 市対策本部長の職務及び権限

市対策本部長は、市対策本部の事務を総括し、市の区域における国民保護措置を

総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

② 市対策本部副本部長

市対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 市対策本部長等を代理する職員

市対策本部長及び副本部長が交通の途絶、被災等により市対策本部に参集できないときは、次に定める職員がその職務を代理する。

|           | 代理する職員<br>(第一順位) | 代理する職員<br>(第二順位) | 代理する職員<br>(第三順位) |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 本部長（市長）   | 副市長              | 総務部長             | 企画部長             |
| 副本部長（副市長） | 総務部長             | 企画部長             | 危機管理室長           |

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

## (5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部要員は、市対策副本部長その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 3 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、必要に応じ、武力攻撃事態等合同対策協議会を通して、国民保護に関する情報の交換等を実施するとともに、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、宮崎地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊の西部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）をいう。）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。  
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業を行う者をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、上記(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、派遣の斡旋を求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会(区)長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

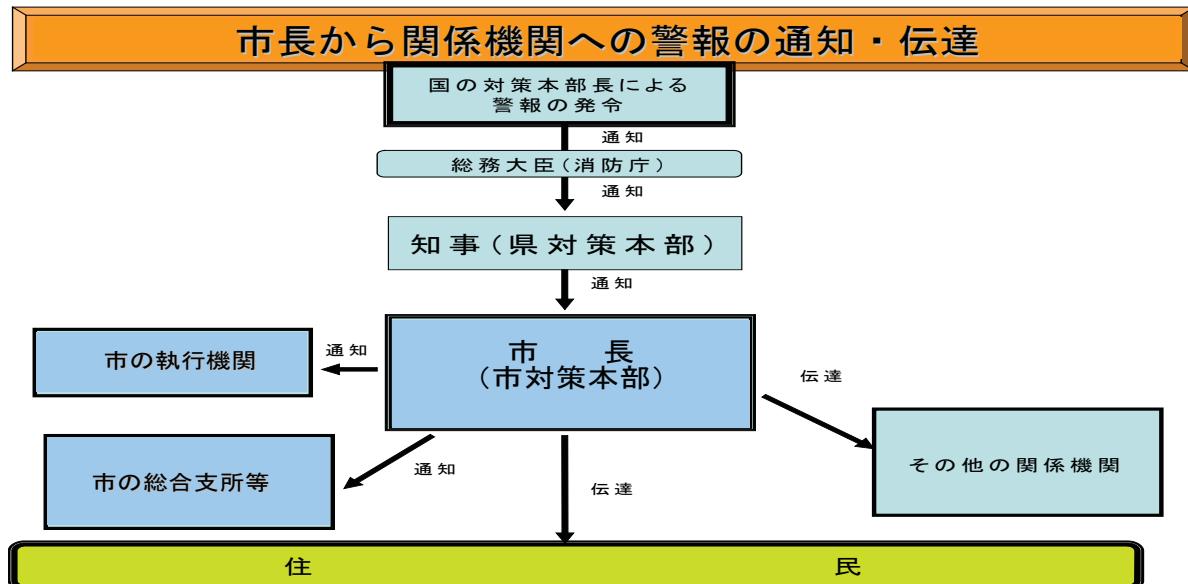
#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び消防団、自治会(区)、社会福祉協議会、医師会、学校などに警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。  
② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



#### 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災用サイレン及び同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会(区)等への協力依頼などの防災用サイレン及び同報系防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会(区)や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下、災害時要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるよう体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において原則としてサイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

市長は、県から緊急通報の通知を受けた場合は、その内容を速やかに住民及び消防団等に伝達するとともに、関係機関に通知する。

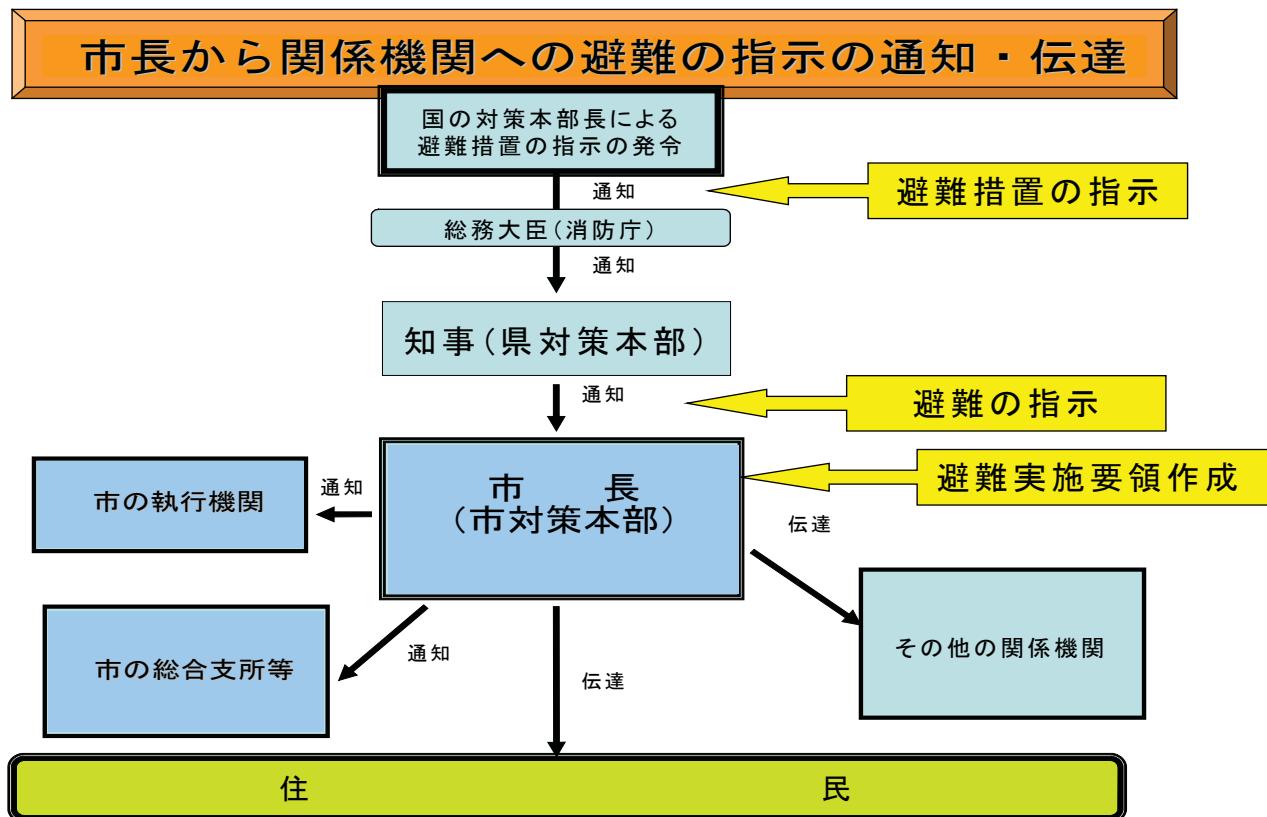
緊急通報の伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領の記載事項

避難実施要領の作成に当たっては、必要に応じ、次の事項に留意し、可能な限り具体的に記述することとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 自家用車等を利用する場合の留意事項
- ⑧ 市職員、消防職員、消防団員の配置等
- ⑨ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点について考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の調整(災害時要援護者及び支援者登録制度及び体制の充実)

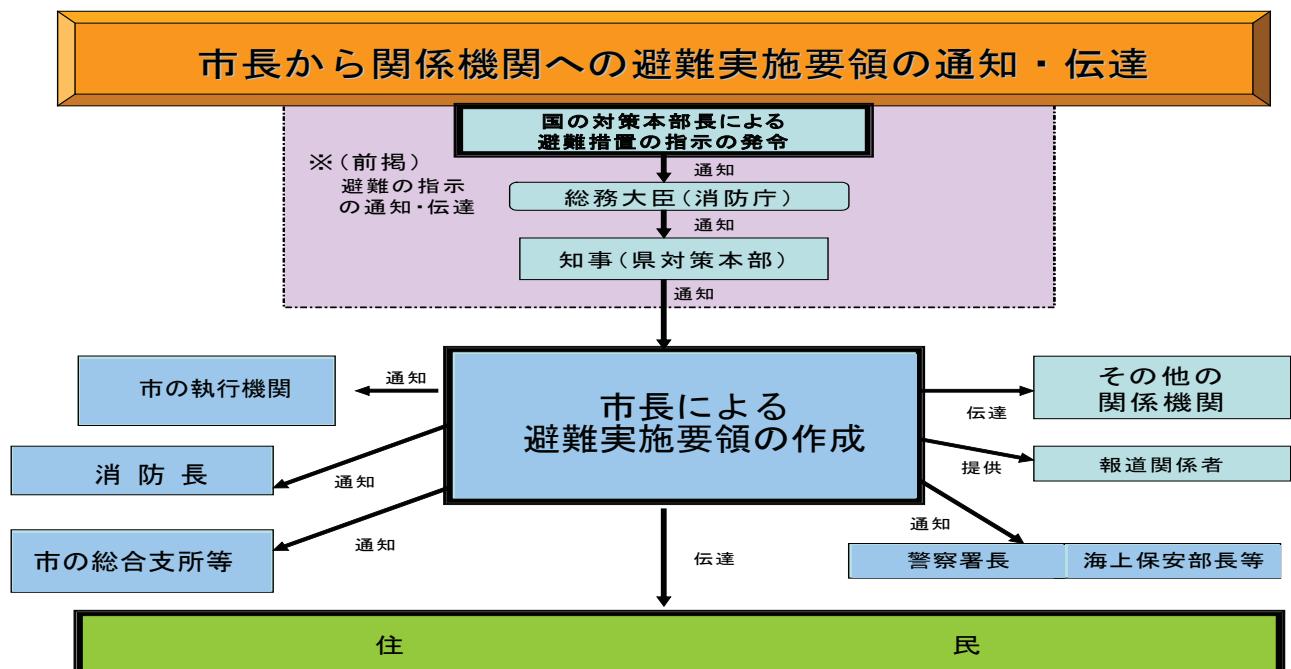
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の大本部長による利用指針を踏まえた対応）

#### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等（海上保安部及び海上保安署の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊地方協力本部長や市域に展開中の部隊並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会(区)、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会(区)等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会(区)長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者及び支援者台帳に基づき、民生委員及び地域包括支援センター、障害者団体等と協力して、災害時の情報伝達を的確に行うとともに、災害時要援護者及び支援者への緊急時の避難手段についての啓発及び体制の整備に努めるものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

① 危険動物等の逸走対策

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、市の管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指

示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 4 武力攻撃4類型ごとの避難の留意事項

知事による避難の指示は、次に掲げる事項を考慮して行われることから、市長は避難実施要領のパターンの策定等に当たっては、これらの事項に留意するものとする。

#### (1) 着上陸侵攻等の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 一方、離島である島野浦島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

島野浦島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照）

市では、島野浦島住民が避難する場合、海上交通を利用しての避難となることから、県と連携を図りながら、当該輸送手段の中心となるフェリー等の確保に努めるとともに、一度に大量の住民を避難させる必要がある場合には、既存の海上タクシーや漁協を通じて漁船の確保に努める。

また、輸送に当たっては、高齢者、障害者、児童、妊婦等を優先し、島内の住民が迅速かつ安全に避難できるよう県警察、消防団員等との連携を図るものとする。

## (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国からの避難措置の指示及び知事からの避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安庁及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

## (3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令され、屋内避難が指示された場合は、警報と一緒に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難させる。

② このため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される国からの避難措置の指示及び知事からの避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

なお、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

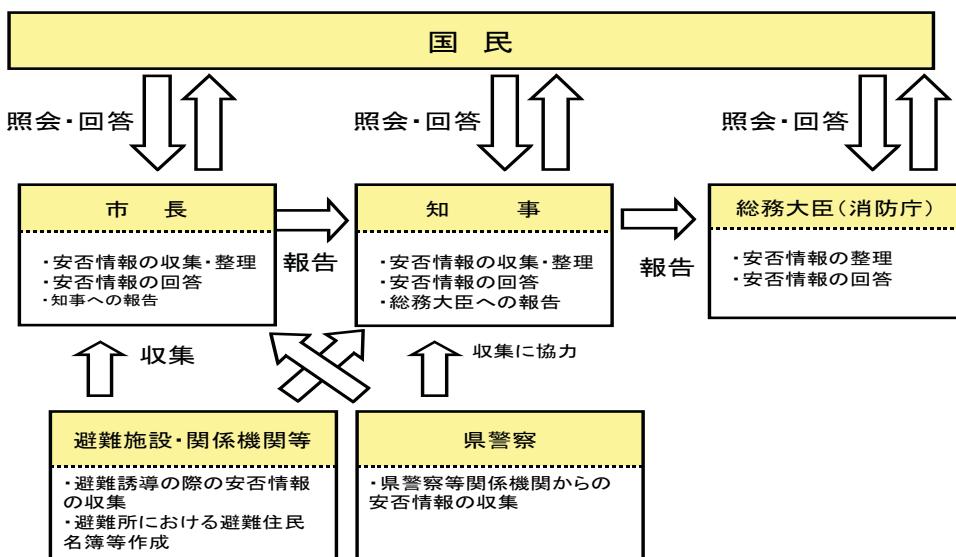
## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

- (1) 武力攻撃事態等においては、多数の避難住民や死傷者が発生することも想定されることから、家族や親族等の不安をできるだけ解消するため、安否情報の収集・整理・提供に努めるものとする。
- (2) 安否情報の収集等に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分留意するとともに、他の国民保護措置の実施状況を勘案しつつ、その緊急性や必要性の度合いを踏まえて行うべきものであることに留意する。
- (3) 安否情報の収集、整理及び提供の流れは、概ね次のとおりである。

### 安否情報収集・整理・提供の流れ



(4) 安否情報として収集・報告すべき情報は、次のとおりである。

① 避難住民（負傷した住民も同様）

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、個人を識別するための情報（アからオまでのいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 居所

ク 負傷又は疾病の状況

ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

② 死亡した住民

（上記アからカまでに掲げるものに加えて）

コ 死亡の日時、場所及び状況

サ 死体の所在

## 2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関及び自治会（区）や自主防災組織などの地域組織に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をうよう要請する場合は、当該協力は各機関等の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関等の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

### **3 県に対する報告**

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

### **4 安否情報の照会に対する回答**

#### **(1) 安否情報の照会の受付**

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

#### **(2) 安否情報の回答**

- ① 市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### **(3) 個人の情報の保護への配慮**

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣して、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### (2) 退避の指示の基本的な考え方

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃等の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示の例】

例1 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

例2 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

#### (3) 屋内退避の指示に係る留意事項

市長は、住民に退避の指示を行う際に、次のような場合など、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

- ① N B C攻撃と判断されるような場合において、防護手段がなく、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② ゲリラや特殊部隊の行動等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれがあるとき。

#### (4) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。  
    退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (5) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、海上保安庁その他の関係機関と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安庁、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

#### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安庁、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。  
    N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。  
    武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安庁、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

## (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

## (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

## (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

## (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

## (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

## (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（災害医療において多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じるこ  
とがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全て  
の最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、  
安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安  
庁、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたら  
せるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措  
置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃  
の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬  
剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を  
行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場において  
は、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定  
して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員、水  
防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

##### (2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

##### (3) 危険物質等について市長が命ずることができる措置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(4) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(3)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、市内及び周辺市町村に原子力事業所が立地していないため、国及び県の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

#### (1) 国や県の指示に基づく措置の実施

市内及び周辺市町村には、原子力事業所は立地していない。

しかしながら、近県の原子力事業所における災害により市の区域に微量の放射性物質が到達する可能性や市内及び周辺市町村で核燃料物質等の事業所外運搬時の災害が発生する可能性がないとはいえない。このような事態が発生した場合には、国及び県の指示に基づき必要な措置を講ずる。

#### (2) 応急対策の内容の通知

市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

#### (3) 応急対策の実施

市長は、知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けたときは、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

#### (4) 住民の避難誘導

市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

#### (5) 県との連携

市は、知事に対して住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

#### (6) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

#### (7) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

#### (8) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、県からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

### 2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣して、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材の提供や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

##### ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### (5) 市長の権限

市長は、知事からN B C攻撃による汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| 国民保護法           | 対象物件等               | 措置   |
|-----------------|---------------------|--|
| 第108条第1項<br>第1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の<br>物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・移動の制限<br>・移動の禁止<br>・廃棄  |
| 第108条第1項<br>第2号 | 生活の用に供する水           | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・使用の制限又は禁止<br>・給水の制限又は禁止 |
| 第108条第1項<br>第3号 | 死体                  | ・移動の制限<br>・移動の禁止                           |
| 第108条第1項<br>第4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の<br>物件 | ・廃棄  |
| 第108条第1項<br>第5号 | 建物                  | ・立入りの制限<br>・立入りの禁止<br>・封鎖                  |
| 第108条第1項<br>第6号 | 場所                  | ・交通の制限<br>・交通の遮断                           |

## (6) 権限の行使に当たって行うべき通知

市長は、(5)の表中第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該事項を当該措置の名あて人に通知する。

市長は、(5)の表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 措置を講ずる旨
- ② 措置を講ずる理由
- ③ 措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 ((5)の表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、措置の対象となる建物又は場所)
- ④ 措置を講ずる時期
- ⑤ 措置の内容

## (7) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安庁その他の関係機関との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 道路の適切な管理

市は、市の管理する道路を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 2 特殊標章等の種別等

#### (1) 特殊標章等

##### ① 特殊標章（次頁参照）

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

##### ② 身分証明書（次頁参照）

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり）

##### ③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

#### (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

##### ① 市長

ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

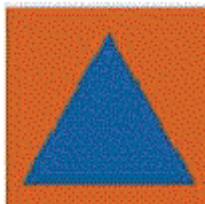
##### ② 消防長

ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ③ 水防管理者
- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



(オレンジ色地に  
青の正三角形)

|   |  |
|---|--|
| <b>表面</b><br><br>(この証明書を交付等<br>する許可権者の名を<br>記載するための余白)<br><br><b>身分証明書</b><br><b>IDENTITY CARD</b><br><br>国民保護措置に係る職務等を行う者用<br>for civil defence personnel<br><br>氏名/Name _____<br>生年月日/Dates of birth _____<br><br>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の<br>ジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際<br>的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によつて<br>保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of<br>12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva<br>Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of<br>Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa<br>city as _____<br><br>交付等の年月日/Dates of issue _____<br>証明書番号/No. of card _____<br>許可権者の署名/Signature of issuing authority<br><br>有効期間の満了日/Dates of expiry _____ | <b>裏面</b><br><br>身長/Height _____ 眼の色/Eyes _____ 頭髪の色/Hair _____<br><br>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:<br>血液型/Blood type _____<br>_____<br>_____<br><br>所持者の写真<br><b>/PHOTO OF HOLDER</b><br><br>印章/Stamp      所持者の署名/Signature of holder |
|---|--|

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、その他の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定め、より迅速な復旧を行う。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第2章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 延岡市国民保護計画

平成19年 3月 作成

平成20年 3月 変更

平成22年 2月 変更

平成29年 8月 変更

延岡市総務部危機管理室